

平成30年度地域密着型サービス事業者公募要項一部修正（平成30年7月13日）

要項2（4） 整備時期について

新	旧
<p>（4）整備時期 平成31年度中着工（平成32年4月1日から運営開始） ※ただし、県の補助金制度を活用した整備を行う場合は、補助事業に係る契約締結は補助金内示日以降に行う必要があります。本工事のみを補助対象とする場合は、本工事契約締結日を平成31年8月1日以降として、整備スケジュールを検討してください。なお、補助対象とする契約に係る入札までは補助金内示日前に行うことができます。</p>	<p>（4）整備時期 平成31年度中着工（平成32年4月1日から運営開始） ※ただし、県の補助金制度を活用した整備を行う場合は、補助事業に係る契約締結は補助金交付決定日以降に行う必要があります。本工事のみを補助対象とする場合は、本工事契約締結日を平成31年10月1日以降として、整備スケジュールを検討してください。なお、設計及び本工事に係る入札までは補助金交付決定日前に行うことができます。</p>